

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関
する条例の一部改正)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告
に関する条例(平成19年静岡県条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の2第3項の規定に基づき、任意入院者(同項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。)の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(症状等の報告)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者に対して、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第20条の5各号に掲げる事項(以下「報告事項」という。)の報告を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の2第2項の規定に基づき、任意入院者(同項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。)の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(症状等の報告)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者に対して、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第20条の5各号に掲げる事項(以下「報告事項」という。)の報告を求めることができる。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和30年静岡県条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(精神保健業務手当)</p> <p>第10条 精神保健業務手当は、本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第27条第1項若しくは第2項の規定に基づく診察若しくは調査、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条第1項の規定に基づき精神障害者を入院させるための護送又は同法第47条第1項の規定に基づく精神障害者からの相談又は精神障害者の<u>指導</u>の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(精神保健業務手当)</p> <p>第10条 精神保健業務手当は、本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第27条第1項若しくは第2項の規定に基づく診察若しくは調査、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条第1項の規定に基づき精神障害者を入院させるための護送又は同法第47条第1項の規定に基づく精神障害者からの相談若しくは精神障害者に対する<u>援助</u>の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。